



参考事例のご紹介

現状の成年後見等に関する相談機関設置の事例（考え方・プロセス・機能等）

単独・直営 福島県いわき市の場合 （いわき市役所保健福祉部保健福祉課）

1. いわき市権利擁護・成年後見センターの概要

(1) 対象エリア：福島県いわき市

- ・いわき市は福島県浜通り南部に位置する中核市。県内で最も人口が多く、1232.02km²と広大な面積を有している。
- ・人口：326,785人（高齢化率29.37%、H30.02末日現在）

(2) 体制・予算

①センターの位置づけ、特徴

- ・権利擁護・成年後見センターは、市の直営センターであり、障害部門、高齢部門の両方に関わる部署として、市の保健福祉部保健福祉課内にセンターが設置されている。
- ・同センターでは、成年後見だけでなく虐待対応を担っている。
- ・広い面積を有するいわき市における権利擁護支援を行うため、市内7カ所に保健・福祉サービスを一体的に提供する機関である「地区保健福祉センター（以下「地区センター」という。）」と地域包括支援センターが設置されている。
- ・市民からの相談は、7地区の地区センター等又は権利擁護センターに相談窓口を設置しており、簡単な相談は地区で、専門性の高い案件は権利擁護センターで対応するなど窓口の重層化を図っている。また、地区センター等で対応が困難な案件は、地区センター等から権利擁護センターが相談を受け、支援方針や対応方法などの助言等行っている。
- ・市長申立案件の場合は、地区センター等と権利擁護センター参加による個別検討会を開催し、市長申立ての方針等の決定をしている。



②職員体制

- ・担当職員：センター長1名（保健福祉課長兼務）、センター担当者4人、（係長職1名、団体からの派遣職員2名、嘱託職員1名）
- ・センターの職員は、地区への助言等、高い専門性を担保するため、資格（社会福祉士）と実務スキルを有するものとしている。市のプロパー職員と、団体（市社協、NPO）からの派遣職員で構成している。地区担当を決めており、各地区のケース検討等には決まった担当者が行く。

③組織運営体制

- ・高齢者保健福祉計画及び障害福祉計画に位置づけている。

④事業概要（※成年後見制度に関するもののみ記載）

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ア 成年後見制度の広報・啓発活動 | イ 成年後見制度に関する相談受付 |
| ウ 親族申立てにおける支援 | エ 市長申立ての支援 |
| オ 市民後見人の養成、登録 | カ 市民後見人のフォローアップ |
| キ 受任者調整（市長申立） | ク 後見活動のバックアップ・サポート活動（市民後見人） |
| ケ 関係機関等との連絡調整 | コ 専門研修の実施 |

⑤事業予算

◎財源（H28年度実績）

- ・現在、市の一般財源を繰り入れている。その他は、市民後見は地域医療介護総合確保基金、法人後見は地域生活支援事業費等補助金である。
- ・予算内訳は7割が人件費、3割が事業費となっている。

	金額（概数）	備考
全体	14,833千円	
自主財源	14,615千円	市の一般財源
その他（国庫補助又は県費補助等）	218千円	

2. センター設置までの取組

センター設置までのプロセス（一部抜粋）

年月	内容	備考
H19年度～	「いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会」を設置。	関係機関等相互の連携、高齢者虐待防止等に関する広報、啓発、成年後見制度にかかる利用支援策の検討等が目的。長寿福祉課が主管。
H21年度～	第5次、第6次市高齢者保健福祉計画への位置づけ	第5次いわき市高齢者保健福祉計画に「(仮称)いわき市成年後見センター」の設置の検討を位置づけた。
H24年度～	運営協議会内にセンターに関するワーキンググループを設置、検討	全4回。(現状確認、他市状況把握、視察(品川、世田谷)、アンケート結果分析とニーズ把握、社会資源の分析・把握、センターの具体的機能と業務、組織体制、関係機関との連携体制、人材確保の検討)
H24年6月	権利擁護・制度利用支援に関するアンケートの実施	高齢者、障がい者のサービス事業所に対してアンケートを実施。
H25年4月	いわき市成年後見制度利用支援ネットワーク運営協議会からの提言	ワンストップ窓口として市民への制度の普及啓発・総合相談を行うとともに、事例の発見から終結まで一貫して関わり、成年後見制度の利用支援、関係機関の調整、既存機関へのスーパーバイズを行い、適切な対応を導く制度横断的な権利擁護支援機関の設置が提言された。
H26年4月	保健福祉課が担当部署となる	※支援対象が高齢者・障害者であり、制度横断的な対応が必要となるため。
H26年9月	いわき市権利擁護・成年後見センター設置	

3. センター設置後の実績等

◎市長申立案件のマッチング

- ・市長申立が必要と判断されるケースについて、地区保健福祉センター、保健福祉課（権利擁護・成年後見センター）、地域包括支援センターの連携により、マッチングを行っている。

◎直営センターのメリット

- ・支援ニーズに対する政策を、スピード感をもって展開できる（即効性）。
- ・高齢者及び障がい者にまたがるニーズであっても、支援及び施策展開がトータルにできる。
- ・対応する相談者の半分は包括や団体、行政関係者であり、センターの行政に対する発言力、働きかける力が強い（執行性）。
- ・個人情報へのアクセスについて。自治体の情報収集力は、民間団体とは格段に異なる。

◎市民後見人の養成とのバックアップ体制の構築

- ・センターにて、市民後見人の養成研修、市民後見人バンクの登録を行っている。現在12名登録。
- ・市民後見人には、二つの類型があり。
 - ①個人受任型…家庭裁判所より後見人として選任を受け活動を行う（8名登録）
 - ②法人後見支援員型…法人後見の支援員として活動を行う（4名登録）
- ・市民後見人（個人受任型）は当面、単独受任は行わず、専門職後見人又は法人後見との複数後見で受任する方向。なお、身上監護は市民後見人が、財産管理は専門職後見人等が担うと考えている。
- ・市民後見人のバックアップは、初めて受任した後3ヶ月間はセンター職員と一緒に活動している。月1回報告書を求め、適宜面談を行っている。監督をつけるイメージはない。
- ・バンク登録の際にはフォローアップ研修の受講を義務化している。